

(写)

令和4年8月5日

千葉労働局長  
江原 由明 殿

千葉地方最低賃金審議会  
会長 大澤 克之助

千葉県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、令和4年7月12日付け千労発基0712第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおり  
の結論に達したので答申する。

また、答申に当たり、生活保護に係る施策との整合性について、別紙2のとおり平成29年全員協議会報告の3(2)に基づき、その時点の最新のデータにより  
検証したところ、令和2年10月1日発効の千葉県最低賃金(時間額925円)は令和2年度の千葉県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

千葉県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

千葉県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 984 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

令和4年10月1日

## 千葉県最低賃金と生活保護との比較について

## 1 地域別最低賃金

- |     |       |                 |
|-----|-------|-----------------|
| (1) | 件名    | 千葉県最低賃金         |
| (2) | 最低賃金額 | 時間額 925 円       |
| (3) | 発効日   | 令和 2 年 10 月 1 日 |

## 2 生活保護水準

## (1)比較対象者

18～19 歳・単身世帯者

## (2)対象年度

令和 2 年度

## (3)生活保護水準

生活扶助基準(第 1 類費 + 第 2 類費 + 期末一時扶助費)の千葉県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額 108,340 円。

## 3 生活保護に係る施策との整合性について

上記 1 の(2)に掲げる金額の 1 か月換算額(注)と上記 2 の(3)に掲げる金額とを比較すると、千葉県最低賃金が生活保護水準を上回っている。

## (注) 1 か月換算額

$$925 \text{ 円 (千葉県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1 か月平均法定労働時間数)}$$
$$\times 0.817 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率)} = 131,345 \text{ 円}$$

0.817 は、佐賀県の令和 2 年度最低賃金額 792 円で月 173.8 時間働いた場合の税・社会保険料を考慮した可処分所得の総所得に対する比率。